

# 八戸市議会基本条例（案）の概要について

## 1. 制定の背景及び基本的な考え方について

「地域のことは地域が決める」という地方分権型社会の進展を踏まえ、本市においても、多くの市政課題が複雑高度化する中、二元代表制の一翼を担う議会は、真の地方自治の実現を追求し、市政の発展及び市民福祉の向上を目指すために、議会が持っている役割を最大限に発揮することを求められています。

そこで、当市議会では、議長の提案により平成23年6月より議長の諮問機関として議会改革検討委員会を設置して、市民に開かれた議会を目指すとともに、議会を取り巻く様々な状況の変化に適時・的確に対応するため、議会改革に取り組んできました。

この議会改革を将来にも継続させるとともに、議会が市民の代表たる多人数による合議制の機関として、市民の意思を市政に的確に反映させ、いつの時代においても議会としての機能を十分に発揮し、議会及び議員が果たすべき役割を明確にし、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指すために、八戸市議会基本条例（案）を作成いたしました。

## 2. 八戸市議会基本条例（案）の主な特徴

- ・ 議会及び議員の活動原則の基本的事項を規定（第3条～第5条）
- ・ 市民と議員が市政全般にわたる情報及び意見を交換する場を設けることを規定（第6条第2項）
- ・ 請願、陳情を市民からの提案として位置づけ、審議において提案者から議会に対して説明する機会の確保について規定（第6条第4項）
- ・ 議案等に対する議員の態度（賛否）の公表を規定（第7条第2項）
- ・ 法令等に定めがある場合を除き、市長等の附属機関の委員には原則として就任しないことを規定（第8条第2項）
- ・ 議員間の討議の推進を規定（第13条）
- ・ 本会議での質問及び質疑の方法を一問一答の方法と一括質問一括答弁の方法の選択制とすることを規定（第14条第2項）
- ・ 議会改革に継続的に取り組むことを規定（第15条）
- ・ 政務活動費の厳正な活用と透明性の確保を規定（第21条）

[ 条例で定める項目を、裏面に記載しています。 ]

### 3. 条例で定める項目について

第1章 総則	第1条 (目的)
	第2条 (最高規範性)
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条 (議会の活動原則)
	第4条 (議員の活動原則)
	第5条 (会派)
第3章 市民と議会との関係	第6条 (市民参加及び市民との連携)
	第7条 (情報公開)
第4章 議会と市長等との関係	第8条 (市長等との関係)
	第9条 (資料の要求)
	第10条 (議会の議決すべき事件)
第5章 議会運営	第11条 (議会運営)
	第12条 (委員会活動)
	第13条 (議員間の討議)
	第14条 (質問又は質疑等)
第6章 議会及び議会事務局の体制整備	第15条 (議会改革の推進)
	第16条 (議員定数)
	第17条 (議員報酬)
	第18条 (予算の確保)
	第19条 (議員研修等の充実強化)
	第20条 (議会に関する広報の充実)
	第21条 (政務活動費)
	第22条 (議会事務局)
第7章 条例の見直し	第23条 (条例の見直し)